

## 政策会議議事概要

### 【政策会議】

日 時：令和5年10月30日（金）09時30分～10時03分

場 所：知事室

出席者：18名

玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、  
知事公室長、総務部長、企画部長、環境部長、子ども生活福祉部長、  
医療企画統括監、農林水産部長、商工労働部長、文化観光スポーツ部長、  
土木建築部長、教育長、病院事業局長、企業局長、警務部長

### 報告事項

- 1 不祥事案の発生に伴う謝罪会見等の実施について（知事公室）  
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 2 沖縄県危機管理指針に基づく各部室等における対応マニュアル等について（知事公室）  
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 3 国による代執行訴訟（県応訴）について（知事公室）  
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 4 今般の事案発生を受けた内部統制上の対応について（総務部）  
→総務部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 5 令和5年度県庁職員血圧測定トライアルについて（保健医療部）  
→保健医療部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 6 各種イベントの開催について（商工労働部）  
→商工労働部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 7 「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業実施方針」の公表について（文化観光スポーツ部）  
→文化観光スポーツ部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 8 「琉球歴史文化の日（11月1日）」について（文化観光スポーツ部）  
→文化観光スポーツ部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 9 「首里城図柄入りナンバープレート」の県公用車取付について（土木建築部）  
→土木建築部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 10 米軍人の建造物侵入疑いによる逮捕事案について（教育庁）  
→教育長より配布資料に基づいて説明が行われた。

## 知事等発言

- ・ 内部統制上の対応について、管理体制部門を強化し、しっかりと審査する体制を構築する必要がある。(玉城知事)
- ・ 血圧測定トライアルについて、血圧測定は自分で健康管理ができる入り口なので、県庁内から健康意識を高めていただきたい。(玉城知事)
- ・ 記者会見について、他県から事例などを情報収集しておくこと。(池田副知事)
- ・ 琉球歴史文化の日について、小中高校生向けに琉球歴史文化の大切さを浸透させる取組を検討すること。(照屋副知事)

以 上

令和5年10月30日

政策会議 提案議題

- 1 不祥事案の発生に伴う謝罪会見等の実施について  
(知事公室) ……P 1
- 2 沖縄県危機管理指針に基づく各部室等における対応  
マニュアル等について  
(知事公室) ……P 2
- 3 国による代執行訴訟(県応訴)について  
(知事公室) ……P 3
- 4 今般の事案発生を受けた内部統制上の対応について  
(総務部) ……P 5
- 5 令和5年度県庁職員血圧測定トライアルについて  
(保健医療部) ……P 6
- 6 各種イベントの開催について  
(商工労働部) ……P 9
- 7 「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営  
等事業実施方針」の公表について  
(文化観光スポーツ部) ……P10
- 8 「琉球歴史文化の日(11月1日)」について  
(文化観光スポーツ部) ……P11
- 9 「首里城図柄入りナンバープレート」の県公用車取付  
について  
(土木建築部) ……P15
- 10 米軍人の建造物侵入疑いによる逮捕事案について  
(教育庁) ……P16

# 意見交換事項等について

所管部局：知事公室

件名	不祥事案の発生に伴う記者会見等の実施について
内容	<p>県職員による不祥事や業務に起因する事件・事故があった場合、リスクマネジメントの一環として迅速かつ慎重な対応が求められる。</p> <p>記者会見は、県民に対する説明責任を果たす場となるため、事案が発生した場合には、会見等を想定して対応することが必要。</p> <p><b>1 事案が発生した場合</b></p> <p>(1) 知事への報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理の観点から、速やかに知事に事案の発生を報告する。</li></ul> <p>(2) 広報課へ情報共有（相談）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・報道に対する危機管理対応が必要となるため、広報課へ情報共有。</li></ul> <p>(3) 対応方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公表すべき範囲を明確にし、発表方法等を決定する。</li></ul> <p>(4) プレスリリース</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プレスリリースは、広報課と調整の上、議会に説明後、速やかに行う。</li><li>・記者会見を行う場合、報道に間に合うよう、遅くとも17時までにセッティングすること（会見の1時間前にはリリースする）。</li></ul> <p>(5) 想定問答、配付資料等の準備</p> <p>(6) 記者会見の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・発生原因、被害状況、今後の対応方針等を明瞭に説明する。</li><li>・質問はできるだけ制限せず、質問が切れるまで受ける。</li></ul> <p><b>2 対応マニュアル等</b></p> <p>広報課では以下のマニュアル等を定めている。危機管理対応の一環として平時においてご一読をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「謝罪会見・釈明会見の対応について」</li><li>・「謝罪会見のポイント」</li></ul>

## 意見交換事項等

所管部局：知事公室防災危機管理課

件名	沖縄県危機管理指針に基づく各部室等における対応マニュアル当 について
内容	<p><b>【経緯・現状】</b></p> <p>これまで首里城火災、豚熱の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大、軽石大量漂着、ウクライナ避難民対応、北朝鮮による弾道ミサイル技術を用いた人工衛星打ち上げなどの危機事象が頻発しており、直近では県庁地下駐車場のPFOS流出事案への対応などが生じたところ。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>危機事象が発生した際、初動対応を混乱なく、円滑に実施するためには、日頃より職員一人ひとりが所管する業務に関して、どのような危機事象が想定され、どのように対応すべきかなど、危機管理意識を持って取り組むことが重要である。</p> <p>現在、沖縄県危機管理指針において57の危機事象を整理し、対応マニュアル等を作成しているが、それぞれの部局において想定される危機事象及びその危機事象への対応マニュアル等の作成状況、対策の徹底、対応等の把握及び見直しを行う必要がある</p> <p><b>【県の対応等】</b></p> <p>10月6日付けで、知事公室防災危機管理課から、各部局に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 想定される危機事象の洗い出し（追加、修正）</li><li>・ 危機事象への対応マニュアル等の作成</li></ul> <p>を御願しているところです。</p> <p>また、マニュアル等の作成数は、新・沖縄21世紀ビジョンの成果指標にも位置付けられておりますので、適宜御対応いただきますよう宜しくお願いします。</p> <p>(参考)</p> <p>依頼文書：令和5年10月6日知防第1056号「沖縄県危機管理指針に基づく各部室等における対応マニュアル等」について</p> <p>回答期日：令和5年10月31日（火）✕</p>

# 意見交換事項等

所管部局：知事公室

<p>件名</p>	<p>国による代執行訴訟（県応訴）について</p>
<p>内容</p>	<p>1 経緯</p> <p>令和5年 <u>9月4日</u> <u>最高裁判所判決（県敗訴）</u></p> <p>9月19日付 国交大臣から勧告（27日までに承認せよ）</p> <p>9月27日 県回答（勧告期限までの承認困難）</p> <p>9月28日付 国交大臣から指示（10月4日までに承認せよ）</p> <p>10月4日 県回答（指示期限までの承認困難）</p> <p><u>10月5日付 国交大臣が代執行訴訟を提起</u></p> <p>10月6日付 国交大臣の通告・訴状の写しを受領</p> <p>10月10日付 福岡高裁那覇支部から訴状を受領</p> <p><u>10月11日 方針（代執行訴訟の応訴）決定</u></p> <p>10月18日 県の答弁書を提出</p> <p>10月20日 進行協議</p> <p><u>10月30日 口頭弁論（知事による意見陳述）</u></p> <p>2 訴訟の概要</p> <p>(1) 国の主張（10月5日付け訴状）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣の訴状は、<u>普天間飛行場代替施設建設事業に係る沖縄防衛局の埋立変更承認申請について、承認を沖縄県に命ずる判決を求める</u></li> <li>承認しない沖縄県の事務遂行について、勧告や是正の指示など代執行の要件である「地方自治法245条の8第1項から第8項までに規定する措置以外の方法によってその是正を図ることが困難」との要件を満たすこと</li> <li>工事の着手時期が遅延することによって本件<u>埋立事業の進捗が妨げられることは、わが国の安全保障と普天間飛行場の固定化の回避という重要課題に関わる</u>ことから、代執行要件の「放置することにより著しく公益を害することが明らか」との要件を満たすこと</li> </ul> <p>(2) 県の主張（10月18日付け答弁書）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、訴状において、県が変更承認申請を承認しないことが「法令の規定に違反」と主張しているが、<u>公有水面埋立法に違反することについて、国は、具体的な立証をしていない</u>ことから、代執行の要件を満たさないこと</li> <li>県が幾度となく<u>国に対して対話による問題解決を求めてきたにもかかわらず、国は対話に応じていない</u>ことから、</li> </ul>

他に「是正を図る措置」がないという代執行の要件を満たさないこと

- ・ 国が訴状において主張する、普天間飛行場の危険性の除去等や安全保障に係る「公益」侵害が抽象的であり、安全保障環境の変化等を踏まえた具体的な立証をしていないこと
- ・ 地方自治の本旨を踏まえて「公益」が考慮されなければならないところ、辺野古新基地建設に反対する民意を踏まえれば、代執行の要件である「著しく公益を害することが明らか」との要件を満たさないこと

(参考) 現在係属しているその他の争訟

① 抗告訴訟（第一審：那覇地方裁判所）

国土交通大臣による裁決の取消しを求める訴訟で、11月15日に判決言い渡し（予定）

② 関与取消訴訟（第一審：福岡高等裁判所那覇支部）

農林水産大臣による是正の指示の取り消しを求める訴訟で、11月14日に第1回口頭弁論（予定）

## 意見交換事項等

所管部局：総務部

件名	今般の事案発生を受けた内部統制上の対応について
内容	<p><b>【現状】</b> 今般、以下の重大な不備に該当すると思われる事案が発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2つの特別会計における決算の赤字状態について</li> <li>・ 本庁舎行政棟地下駐車場におけるPFOS等を含む泡消化剤等流出について</li> <li>・ 港湾改修事業国庫債務負担行為の手續不備</li> <li>・ 宿泊療養施設運営事業に係る契約の問題</li> <li>・ 個人情報情報の漏洩 等</li> </ul> <p><b>【対応】</b> 上記事案の発生を受けて、内部統制上の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 エキスパートコースによる人事管理を行う部門分野に「会計」を追加。</li> <li>2 内部統制推進体制の更なる強化に向け、主管課に部内推進体制を補佐する担当職員（主幹級）を増員配置することを検討。 当該職員の配置により内部統制の整備と運用の更なる推進を図っていきたい。</li> </ol> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不祥事の是正に係る総点検の実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象事務 令和5年度上半期における財務会計等の事務</li> <li>(2) 実施手法 内部統制評価相当の手法（通常は1会計年度を対象）各部・課会議（職場内会議）の実施による問題共有</li> <li>(3) その他（発生分析等） 問題発生業務のフロー図の作成等による分析等</li> <li>(4) 実施体制 関係課で構成する対応チームを総務部内に設置</li> </ol> </li> <li>2 公認会計士、弁護士等の外部有識者による検証</li> </ol>



## 意見交換事項等

所管部局：保健医療部

件名	令和5年度 県庁職員血圧測定トライアルについて（依頼）
内容	<p><b>【経緯・現状】</b>          本県の平均寿命は、男性が36位から43位へ、女性が7位から16位へ順位を下げており、現状において長寿県としての地位は危機的状況にある。中でも、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国に比べて高い。          また、沖縄労働局から今年8月に発表された県内事業所の定期健康診断の有所見率72.1%は、12年連続で全国最下位となっている。ちなみに、県職員の令和3年度の有所見率は87.3%と県平均よりも大幅に高い状況にある。          よって県庁においても、働き盛り世代の健康課題への取組が重要である。</p> <p><b>【課題】</b>          医師会のデータ分析によれば、65歳未満（30～64歳）の死亡原因の1位は「高血圧」をもつ「高血圧関連疾患」となっている。高血圧は「サイレントキラー（静かなる殺人者）」といわれるように、脳や心臓の血管が動脈硬化を起こすこともある侮れない病気であることから、職員が自身の血圧を把握し、健康管理意識を高めるとともに、結果が思わしくない場合は、行動変容に繋げる必要がある。          なお、沖縄県は令和4年8月に「うちなー健康経営宣言」を行っており、職員の「健幸」を目指し、健康保持・増進に取り組むことを宣言し、取組事項に「血圧管理」を掲げている。          加えて、令和3年3月に5者協定（県、沖縄労働局、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄産業保健総合支援センター）を締結し、働き盛り世代に係る健康増進に取り組んでいるところであるが、去る8月に開催した「本会議」（知事出席）において、医師会から県職員が旗振り役として、血圧測定を推進することが求められている。</p> <p><b>【県の対応等】</b>          健康長寿課では、昨年度「県庁職員血圧測定トライアル」として、県庁職員に血圧を一定期間測定・記録してもらい、測定結果の検証を行った上で、結果が思わしくない職員については、医師会の「県庁介入プロジェクト」と連携し、医師の面談まで繋げる取組を実施した。          具体的な取組内容の確定はこれからではあるが、今年度も規模を拡大し実施を予定（案を別紙）していることから、各部局のご協力をぜひお願いしたい。</p>

## 令和5年度 県庁職員血圧測定トライアル(案)

### 1. 実施所属

(昨年度)秘書課、職員厚生課、健康長寿課

→ 73 名中 46 名参加

(今年度)知事部局、出納事務局、教育庁、病院事業局、企業局からそれぞれ本庁の1課を選定

→各部局から本庁の1課を選定し、全 14 課を予定。参加者は約 200 名を目標とする。

→課の選定方法は今後検討

### 2. 血圧測定時期

(昨年度)令和4年 11 月～1ヶ月間

(今年度)令和5年 12 月 or 令和6年1月～1か月間

→実施前に主管課へ文書を発出

→測定回数等は今後検討

### 3. 医師面談

測定結果を検証し、必要な職員へ医師面談の機会を設ける。なお、面談医師は、医師会の「県庁介入プロジェクト」により医師会から派遣していただく。

(昨年度)対象者は2名であったが、受診には至らず。

(今年度)測定結果を検証し、職員を選定する。

# 主な年齢の平均余命 (2020年)



65歳、75歳では上位に位置している

## 65歳未満(30-64歳)の死亡原因

65歳未満(30-64歳)の死亡原因の割合の多くを占める疾病について、それぞれ具体的対策を講じることとする。特に要因に「高血圧」をもつ「高血圧関連疾患」を重点ターゲットとし、高血圧対策を講じることで、死亡原因の発症及び重症化対策を行い、65歳未満(30-64歳)の健康・死亡率を改善する。

順位	死亡原因	死亡数	男性	女性
1位	高血圧関連疾患	284人	217人	67人
2位	自殺	179人	136人	43人
3位	大腸がん	131人	93人	38人
4位	女性特有のがん	105人		乳がん: 54人 子宮がん: 51人
5位	不慮の事故	91人	72人	19人
6位	アルコール性肝疾患	90人	74人	16人
6位	肺がん	90人	64人	26人
	糖尿病	36人	26人	10人

平成27年人口動態調査

## 意見交換事項等

所管部局：商工労働部

件名	各種イベントの開催について
内容	<p><b>【概要】</b>          商工労働部においては、県内産業の「稼ぐ力」の強化に向け、域内自給率を高めるものづくり産業の高度化、DXの推進等による生産性向上、コロナ禍からの回復を見据えた国内外販路開拓等に取り組んでいる。</p> <p>その取組の一環として、各種団体と協働し、展示会や商談会など大規模イベントを開催する。</p> <p>(1) <u>第47回沖縄の産業まつり（総合産業展）※終了</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月27日（金）～29日（日）に奥武山公園・県立武道館で開催。主催は沖縄の産業まつり実行委員会。</li> <li>・ 今年のテーマは「県産品 みんなで創る 島の価値」。</li> <li>・ 「優良県産品」の表彰や販売、各市町村特産品の展示販売、県産品の需要拡大に向けた各種情報発信など、幅広い産業分野の振興に資するイベント。</li> <li>・ 土木建築部「首里城破損瓦ものづくり体験イベント」も開催。</li> </ul> <p>(2) <u>ResorTech EXPO 2023 in Okinawa（IT見本市）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月9日（木）・10日（金）に沖縄アリーナで開催。主催はResorTech EXPO in Okinawa実行委員会。</li> <li>・ 今年のテーマは「沖縄発、Reboot Japan！」</li> <li>・ 「観光地沖縄が起点となる国際ビジネス創出」、「全産業のDX推進・稼ぐ力の向上」、「地方創生・地域課題の解決」をコンセプトに、ITソリューションの展示や各種産業とのマッチングを行う。各種シンポジウム・セミナーも開催。</li> </ul> <p>※参加には事前申込みが必要。</p> <p>(3) <u>11th 沖縄大交易会2023（国際食品商談会）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月16日（木）・17日（金）に沖縄コンベンションセンターで開催。主催は沖縄大交易会実行委員会。</li> <li>・ 沖縄の国際物流ハブ形成の促進と県産品や全国特産品等の海外販路拡大を目的に開催される、日本最大級の「食」の国際商談会。</li> <li>・ 10の国と地域からサプライヤー211社、バイヤー206社が参加。</li> </ul> <p>※サプライヤーとバイヤーとの商談会であり一般参加不可。</p> <p><b>【県の対応等】</b>          これらイベントを効果的に推進・活用しながら、引き続き、県内企業の「稼ぐ力」の強化に取り組んでいく。          また、一般参加可能なイベントについては、各部職員をはじめ多くの皆様には是非御来場いただき、本県の産業を共に盛り上げていただきたい。</p>

## 意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

<p>件名</p>	<p>「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業実施方針」の公表について</p>
<p>内容</p>	<p><b>【経緯・現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年7月28日に公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を公布、令和5年8月25日に実施方針の策定の見通し（事業概要、策定の時期等）を公表した。</li> <li>・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第5条及び第17条に基づき、県は「特定事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を定めて公表するものとされている。</li> <li>・ 実施方針を公表することにより、民間事業者の事業への具体的な参画検討と準備期間の提供につながるとともに、本事業の内容を広く県民に周知することができる。</li> </ul> <p><b>【実施方針の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI法に基づき、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特定事業の選定に関する事項</li> <li>イ 民間事業者の募集及び選定に関する事項</li> <li>ウ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</li> <li>エ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</li> <li>オ その他、ガバナンスに関する事項等</li> </ul> </li> <li>・ 供用開始日については、事業契約締結後、設計・建設の3.5年と施設の引き渡しから供用開始までの準備期間を想定して、令和11年3月を予定する。</li> </ul> <p><b>【県の対応等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方針の公表後、その内容について民間事業者からの質問、意見等の聴取や関係機関との調整をふまえて、必要に応じて内容の見直し、変更を行う。</li> <li>・ 実施方針の公表は、特定事業の選定や入札公告に向けて行う手続であり、次年度予定している入札公告で、最終的な事業内容、参加する企業の要件等を示す。</li> <li>・ 公表の方法は、沖縄県 MICE 推進課のホームページに掲載。</li> </ul>

## 意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

件名	「琉球歴史文化の日（11月1日）」について
内容	<p><b>【経緯・現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「琉球歴史文化の日」を11月1日と定める条例が、令和3年3月31日付で公布された。</li><li>・琉球歴史文化の日条例は、先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図ることを目的としている。</li><li>・令和3年度から毎年、琉球歴史文化の日（11月1日）に、琉球歴史文化の日記念イベントを実施している。</li><li>・今年度11月1日（水）に実施する記念イベントでは、以下の取組を予定している。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 琉歌及び図画コンテストに係る最優秀賞受賞者の表彰</li><li>(2) 富田めぐみ氏演出による特別公演 先人への感謝の気持ち、文化を受け継ぐ気概を表現し、琉球王国時代にフォーカスした音楽・踊り・映像等で織りなす舞台公演を披露。今年度は小中学生参加型としており、プロの演者と一緒に県内の児童生徒が出演。</li></ul></li></ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>「琉球歴史文化の日（11月1日）」の認知度を高めるとともに、県民の沖縄の歴史と文化に対する理解を深める必要がある。</p> <p><b>【県の対応等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○小中高生の参加に向けた取組<ul style="list-style-type: none"><li>・琉球歴史文化の日に向け、琉歌コンテスト及び図画コンテスト、記念イベント舞台公演に出演するための小中学生向けワークショップを開催。</li><li>・県内の小中学校及び高校、文化関係団体等に「琉球歴史文化の日」記念イベントやワークショップ開催に関するポスター及びチラシを送付。</li><li>・11月に小中学生等を対象に県内5圏域それぞれで「一日入門ワークショップ」と題し、琉舞や空手、組踊等の体験ワークショップを開催。</li></ul></li><li>○関連団体との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・関係部局、市町村及び民間団体と連携し、沖縄の歴史や文化</li></ul></li></ul>

の理解を深める取組を「琉球歴史文化の日事業」として実施。  
・ 県では、「琉球歴史文化の日事業」をホームページ等を活用し、周知を図っている。

○広報活動

- ・ 10月26日から11月1日にモノレール駅19駅のうち17駅において、「琉球歴史文化の日」のパネルを展示。
- ・ 10月27日から11月2日まで「琉球歴史文化の日」の周知を図るTVでのスポットCM及びWEB広告を実施。
- ・ 11月1日に琉球新報及び沖縄タイムスへ協賛広告掲載。
- ・ 11月にラジオ沖縄「沖縄羅針盤」及びRBC「Aランチ」にて記念イベントやワークショップの取組を紹介。

○その他

- ・ 各部局におかれましては、関係団体等へ「琉球歴史文化の日」の周知及び各イベント等への参加をお願いしたい。

# 11月1日は 琉球歴史文化の日

沖縄は、長い歴史の中で、祖先への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、洗練された独自の多様な伝統文化を創り上げてきました。

11月1日、この日を「琉球歴史文化の日」と定め、沖縄の歴史と文化への理解を深めると同時に、新たな歴史と文化を創造していくためのきっかけとしていきます。



詳しくはホームページへ



小・中学生の皆さん 沖縄の文化を体験しませんか。

## 記念イベント出演者募集

【対象】・11月1日の琉球歴史文化の日記念イベントにて出演する小・中学生  
・道場に通っているなど経験者の方

①空手・古武道 ②琉球舞踊(雑踊)

③琉球舞踊(古典舞踊)

【定員】各グループ15人程度

詳細は下記ホームページからご覧ください。



はじめてでもわかりやすい  
沖縄の芸能・文化を体験しませんか

## ワークショップ参加者募集!

北部・中部・南部・宮古・八重山で開催するイベントを随時更新中

詳しくは琉球歴史文化の日、WEBサイトをご確認ください。

## 11月1日琉球歴史文化の日 記念イベント

【日時】2023年**11月1日(水)**

【場所】国立劇場おきなわ 小劇場 (浦添市勢理客4-14-1)

【内容】●表彰式

●富田めぐみ氏演出による記念公演

琉球歴史文化の日ホームページはコチラ▶



## 意見交換事項等

所管部局：土木建築部

件名	「首里城図柄入りナンバープレート」の県公用車取付について
内容	<p><b>【経緯・現状】</b></p> <p>○県では、首里城復興の気運醸成等を目的に、首里城図柄入りナンバープレート（以下「本プレート」）の普及促進に取り組んでおり、7月の政策会議において、県公用車への本プレート取付を進めることを確認した。</p> <p>○その後、庁内アンケートを実施し、下記回答があった公用車を主な対象として、首里城復興課のプロモーション事業として交付手数料を負担し、一括して交付申請を行うこととした。</p> <p>①「年度内に交換可能」と回答した課等の公用車          ②「交換したいが交付手数料の捻出が課題」と回答した課等の公用車のうち、各部局内にて比較的外勤頻度が高い公用車</p> <p>○プロモーション対象公用車は、幅広い地域・分野へ普及するよう、宮古・八重山地区を含め、出先機関や学校等の様々な部署に設定した。          （プロモーション対象公用車）          総数 117台（うち宮古 9台、八重山 9台、北部 4台）  <b>《部局別》</b>          公室／4台、総務／7台、企画／1台、環境／2台、福祉／10台          保健／10台、農林／15台、商工／12台、文観／4台、          土木／14台、出納／12台、教育／23台、議会／3台</p> <p><b>【県の対応等】</b></p> <p>○プロモーション対象車の交付申請は完了しており、各課等には、発行開始となる10月23日以降（11月22日までに）、本プレート発行主体である沖縄県自動車標板協会へ公用車を持ち込み、本プレートへ交換するよう依頼済み。</p> <p>○今回のタイミングで交換が難しいと回答した課等（次年度対応、リース更新時に対応等）については、対応可能なタイミングで交換をお願いしたい。（対応方法は、令和5年9月1日付／土首第488号にて通知済み）</p> <p><b>【備考】</b></p> <p>○環境再生課の「電動車転換促進事業」にて、令和6年度以降調達する県公用車については、本プレートを標準装備とすることで調整済（計画ではR6、R7に各100台を転換予定）</p> <p>○県全体の本プレートへの申込件数は、10/16時点で約1,453件。</p>

## 意見交換事項等

所管部局：教育庁

件名	米軍人の建造物侵入疑いによる逮捕事案について
内容	<p><b>【経緯・現状】</b></p> <p>〈10月15日〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・午前2時47分、県立首里高等学校の校舎内に嘉手納基地所属の米軍人3名が侵入し、午前5時30分頃、建造物侵入の疑いで逮捕された。</li><li>・人的被害、器物破損は無い。</li></ul> <p>〈10月17日〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭科室より茶碗1個が紛失しており、学校から警察へ被害届が提出された。</li></ul> <p><b>【県の対応等】</b></p> <p>〈10月19日〉</p> <p>各市町村教育委員会及び各学校に対して、学校管理に関する注意喚起文を通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各学校や地域の状況に応じ、門扉の施錠や登下校時以外の門の閉鎖など、学校への不審者侵入防止に努める。</li><li>・門やフェンス等の点検や破損箇所の修理をできるだけ早めに行い、不審者の侵入防止を図るとともに、望ましい学習環境の整備に努める。</li><li>・出入口及び窓の施錠、また警報アラームを導入している場合は、設定を徹底すること。</li></ul> <p>〈10月27日午後〉</p> <p>嘉手納飛行場の第18航空団、沖縄防衛局に対して、このような事案が再び起こらないよう、再発防止に向けた教育の徹底について抗議・要請を行った。</p>